

鳥羽市教育振興基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項	*P. 1～P. 7
I 計画策定の趣旨	P. 1～
II 計画の期間	
III 計画の位置付け	
IV 基本目標	P. 3～
1 基本理念	
2 基本目標	
V 計画の体系	P. 6～
第2章 本市の教育を取り巻く状況	*P. 8～P. 11
I 地域特性・少子高齢化	
II 市立小中学校児童生徒数の推移	
III 国際化と情報化の進展	
IV 社会意識の変化	
V 子どもたちをめぐる状況の変化	
第3章 施策の基本的方向	
I 学校教育の充実	*P. 12～P. 29
1 自ら学び、考える力を持つ子どもの育成	P. 12～
2 豊かな心を持つ子どもの育成	P. 17～
3 健やかな心身を持つ子どもの育成	P. 20～
4 安全・安心な学校づくりの推進	P. 23～
5 これからの中学校	P. 26～
II 地域全体で取り組む教育の推進	*P. 30～P. 34
1 学校と家庭・地域の連携強化	P. 30～
2 青少年育成活動の充実	P. 33～
III 社会教育・スポーツの振興	*P. 35～P. 40
1 誰もが学べる生涯学習の推進	P. 35～
2 歴史・文化遺産を生かした郷土学習の推進	P. 37～
3 生涯スポーツを通した活力ある生活の推進	P. 39～
第4章 計画の推進	*P. 41

第1章 計画の基本事項

I 計画策定の趣旨

これまで本市は「鳥羽市教育目標」を策定し、3か年毎に改訂してきました。「自ら学び心豊かにたくましく生きようとする人間の育成」を目標に掲げ、学校教育目標と生涯学習目標を具体的に設定し、学校・家庭・地域の連携のもと、本市教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策を実施してきました。

しかしながら、今社会はさらなる激動期を迎える、教育をめぐる課題もますます複雑・多様化しつつあります。そして、子どもたちの学力・体力、社会性、規範意識等に課題が見られ、その背景として家庭や地域の教育力の低下が社会全体の問題として大きく取り上げられるようになってきました。いじめや不登校などの問題は依然として解消せず、子どもが巻き込まれる犯罪や事故も多く発生しています。多文化共生教育や特別支援教育、社会的少数者の立場を大切にする考え方が確立された今、これまでの社会や教育のあり方に関する課題も顕在化してきており、的確な対応が必要となっています。

社会が急激な変化を遂げる中にあって、個人には自立して、また自らを律し、他と協力しながら、その生涯を切り開いていく力が一層求められるようになります。自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高めるためには、生涯にわたり学習することのできる環境の整備も課題となっています。

また、少子高齢化の進行、国際化の進展、高度情報化とそれに伴う有害情報の氾濫、ネットワーク上のトラブルや犯罪、経済社会構造の変化等、さらなる時代の変化に対応した新しい取組が求められています。

教育基本法には、教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえつつ、新しい時代の教育理念が明示されています。同時に、教育改革を実効あるものとするため、めざすべき国の教育目標を掲げた「教育振興基本計画」が策定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」の策定に努めることになりました。

そこで、本市においても、「第5次鳥羽市総合計画」の方向性を踏まえつつ、これからの中長期的な視点に立ち、本市教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す新たな指針として、この計画を策定しました。

「教育基本法」（抜粋）

第3章 教育行政

第17条（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

II 計画の期間

本計画の期間は、今後 10 年先を見据えた長期的な視点に立ちながら、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

III 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定する本市の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」であり、これまでの成果と課題を踏まえ、よりいっそうの教育の振興を図るため、これからめざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした計画と位置付けられ、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための拠り所となるものです。

また、平成 27 年度に策定される本市総合計画の後期基本計画と整合のとれたものとします。

IV 基本目標

1 基本理念

本市は「真珠のようにきらり輝く鳥羽^{まくち}」を将来の都市像に掲げています。次代を担う本市の子どもたちは、その実現のための大きな力になることは間違ひありません。子どもたちが、輝く未来のために自分を磨き、人間性と創造力を豊かにし、社会参画意識と行動力を高めることができる環境を整えていくのは大人の責務です。

本市では、「自ら学び心豊かにたくましく生きようとする人間の育成」を目標とし、園・学校・家庭・地域のさらなる連携のもと、「あふれる感性」「豊かな心」「意欲と活力」を持った子どもを育てることをめざします。

そのために、学校教育を充実させ、地域全体で取り組む教育を推進し、社会教育・スポーツの振興を図っていきます。

2 基本目標

学校教育の充実

自ら学び、考える力を持つ子どもの育成

「学力」はややもすると、知識の量を中心にとらえられる傾向がありますが、今後社会においては、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜くための力が求められています。このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・コミュニケーション力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」を身につけた子どもの育成を図ります。本市の幼稚園、小中学校では、指導方法の工夫改善・個に応じた指導・課題解決学習などに取り組むことにより、「自ら学び、考える力を持つ子ども」の育成をめざします。

豊かな心を持つ子どもの育成

子どもたちの「豊かな心」を育てるためには、思いやりの心や自己肯定感を育て、一人一人の良さや違いを認め合い、互いを尊重する仲間づくりや学級づくりが大切です。また、豊かな自然や歴史に恵まれた鳥羽に生まれてよかったですと思う、郷土を愛する子どもを育てるこども大切です。本市の幼稚園、小中学校では、そのような仲間や学級を基盤にした人権教育・道徳教育・環境教育・郷土学習・規範意識の育成などに取り組むことにより、「豊かな心を持つ子ども」の育成をめざします。

健やかな心身を持つ子どもの育成

子どもたちが生涯を通して心身ともに健やかに成長していくためには、運動、栄養、休養を柱とする調和のとれた生活習慣を形成することが不可欠です。運動を通じて体力を養い、望ましい食習慣をはじめとする健康的な生活習慣を形成していく必要があります。また、心身に障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、適切な指導及び必要な支援を行う教育を推進することが必要です。本市の幼稚園、小中学校では、基本的生活習慣の確立、食育や健康教育、運動を楽しむ気持ちの育成、特別支援教育の充実に取り組むことにより、「健やかな心身を持つ子ども」の育成をめざします。

安全・安心な学校づくりの推進

東海地震、東南海・南海地震などの大規模自然災害の発生が懸念される中、学校は子どもたちが安全で安心して過ごすことができる場所であることが非常に重要です。

教職員の危機管理能力の向上を図り学校の危機管理体制を構築するとともに、家庭や地域等と連携して非常時に応える体制を整備していきます。子どもたちが事故や災害、犯罪等から自らの命を守るために、また、主体的に判断し、安全に行動できる能力・意識を育てるために、防災・防犯・安全に関する教育を推進します。学校施設の耐震化を図るとともに、安全対策、防犯対策等を進め、安全性を備えた安心感のある施設づくりを推進します。

本市の幼稚園、小中学校では、危機管理体制確立の推進、防災・減災教育の充実、施設設備の整備に取り組むことにより、「安全・安心な学校づくり」の推進をめざします。

これからの中学校

よりよい学習環境を整備するため、学校の適正規模・適正配置、教育環境の充実、子どもたちの安全・安心の確保を図ります。

高度情報化社会の中で、パソコンやゲーム機、スマートフォン等が子どもたちの世界に急速に普及しています。学校教育においてＩＣＴ環境の整備を行い、情報活用能力や情報モラルの育成を図ります。

国際化社会が進展する中、豊かな国際感覚を身につけた子どもの育成を図るため、国際理解教育を推進します。外国語でコミュニケーションを図る能力の育成や国際理解及び多文化共生社会の実現に向けての取組をさらに進めます。

読書活動は、子どもたちが、言葉を学び、新しい世界を知り、感性を磨き、表現力や創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもたちの読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めます。

地域全体で取り組む教育の推進

学校と家庭・地域の連携強化

子どもたちは社会全体で育まれていくものです。学校・家庭・地域が一体となった教育を進めるためには、低下しつつある家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、相互のつながりを一層深め協力していくことが必要です。

学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの健やかな成長を見守ることができる環境づくりに取り組みます。

青少年育成活動の充実

社会教育団体等の特色を活かした育成活動を支援し、学校・家庭・地域との連携を図り、次世代を担う青少年の育成を図ります。

放課後や週末などの子どもの居場所づくり、地域社会の中で子どもを育てる環境づくりの推進を図ります。

社会教育・スポーツの振興

誰もが学べる生涯学習の推進

誰もが生涯にわたり学習できる環境づくりを進めていく必要があります。また、学んだことを個人で楽しむだけではなく、その学習成果を生かす機会の充実も併せて行うことが必要です。そのため、図書館、公民館などの施設を学習活動の拠点として活用するなど、各種関係団体と連携し、学習機会等の充実をめざします。

また、大人と子どもを区別して推進するのではなく、大人と子どもがともに活動し学び合う中で「子どもたちの成長」という視点を重視しながら社会教育の推進を図っていく必要があります。

歴史・文化遺産を生かした郷土学習の推進

特色のある歴史や伝統文化に育まれてきた、本市の豊かで多様な生活を継承して、これからも鳥羽の文化を守ることが大切です。そのため、地域の有形・無形文化財等の保存・継承を支援するとともに、市民が鳥羽の歴史・文化に触れ、学ぶことができる郷土学習の機会を多く持つことができるよう、文化財等を活用していきます。

生涯スポーツを通した活力ある生活の推進

誰もが生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、それぞれのライフスタイルや年齢に応じた運動に取り組むことができる環境をつくります。また市とスポーツ組織がそれぞれの役割について理解し、連携することで生涯スポーツの振興を図ります。

V 計画の体系

自ら学び心豊かにたくましく生きようとする人間の育成

I 学校教育の充実

1 自ら学び、考える力を持つ子どもの育成

- 授業及び幼児教育の工夫・改善、言語活動の充実、家庭学習の推進
- 子どもの実態把握に基づく個に応じた指導の推進と充実
- 自ら課題を見つけ出し、社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成
- 自らの将来や生き方を考えさせ、子どもの進路・学力を保障する教育の推進
- 教職員の資質向上と学力と創造性を伸ばす教育の推進

2 豊かな心を持つ子どもの育成

- 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進と人権教育・学習の充実
- 系統性を持った人権教育の取組
- 地域の環境や人材を生かした体験活動の推進
- 郷土の良さを紹介できる子どもの育成
- 道徳教育の教育活動全体の場での推進
- 規範意識を高める日常の取組の推進
- 日常から文化・芸術に親しむ機会の充実

3 健やかな心身を持つ子どもの育成

- 基本的生活習慣の確立
- 郷土の文化や食材を生かした食育の推進
- 学校給食の工夫
- 命の教育・性に関する教育の教育活動全体の場での推進
- 幼少期におけるさまざまな運動経験の機会の充実
- 運動を通してした学校間交流
- 関係機関と連携した特別支援教育の充実

4 安全・安心な学校づくりの推進

- 防災・減災教育の推進
- 避難訓練の計画的な実施
- 防災・減災教育指導資料の作成と活用
- 耐震化の推進
- 施設の安全対策と長寿命化対策

5 これからの学校

- 小中学校の適正規模・適正配置の推進
- 学校施設の適切な管理と良好な学習環境の提供
- ＩＣＴ機器を活用した教育の推進
- 国際理解教育の推進
- 学校図書館の効果的な活用

II 地域全体で取り組む教育の推進

1 学校と家庭・地域の連携強化

- 家庭・地域との連携推進
- 学校評価の充実
- 家庭・地域の教育力の向上

2 青少年育成活動の充実

- 次世代を担う青少年の育成
- 地域社会の中で子どもを育てる環境づくり

III 社会教育・スポーツの振興

1 誰もが学べる生涯学習の推進

- 生涯学習講座の充実
- 図書館運営事業の充実
- 第2次鳥羽市子ども読書活動推進計画に基づく読書活動の推進
- 人権を尊重する啓発・学習活動の推進
- 地域づくりに携わる人材育成の推進

2 歴史・文化遺産を活かした郷土学習の推進

- 文化財の調査・収集・保存
- 文化財の展示収蔵施設の整備
- 郷土学習の推進
- 無形文化や民俗文化の保存

3 生涯スポーツを通した活力ある生活の推進

- スポーツ推進事業の充実
- スポーツ団体との連携強化
- 中央公園運動施設の整備
- 学校体育施設の活用
- 国民体育大会「三重とこわか国体」への準備

第2章 本市の教育を取り巻く状況

I 地域特性・少子高齢化

本市は、三重県東端部の志摩半島北側に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面しており、市域は神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島と半島部から構成されています。

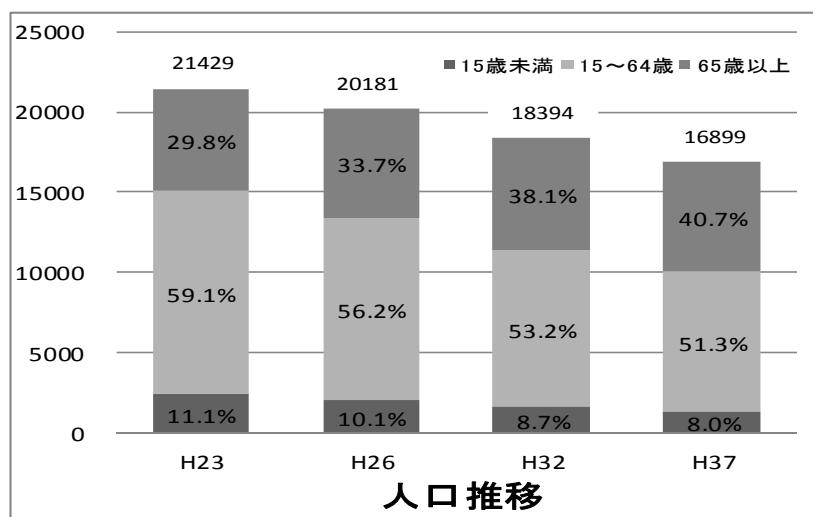
市域面積は107.99km²であり、70%以上を森林が占めています。平地は海岸沿いにのみ分布しており、市域の多くは急峻な山地となっています。また、海岸線は山地が海岸部まで迫っているため、風光明媚なリアス式海岸が形成されており、全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けています。

交通面では、公共交通機関として、鉄道が近鉄線、JR線によって大阪、名古屋方面と結ばれています。また、三交バスによって周辺地域と結ばれており、市内はかもめバスによって移動することができます。海上交通では市営定期船やフェリーによって離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、観光客や市民の移動手段として重要な役割を担っています。

本市の人口は、昭和35年国勢調査の30,521人をピークにゆるやかに減少し、平成26年には20,181人となっています。将来推計によると、平成32年には18,394人と、ピーク時の約60%になると予測されています。

核家族化の進行により、1世帯当たりの人員は減少が続いている、平成12年には2.97人/世帯と、3.0人/世帯を下回り、平成23年には2.6人/世帯、平成26年には2.4人/世帯となっています。

また、少子高齢化が進行しており、65歳以上人口の占める割合は、平成23年の29.8%から平成26年には33.7%へと上昇し、一方15歳未満人口の占める割合は平成23年の11.1%から平成26年には10.1%へと低下しています。さらに、平成32年には65歳以上人口の占める割合は38.1%、15歳未満人口の占める割合は8.7%と、少子高齢化が一段と進むことが予測されています。少子高齢化は、労働力人口の減少に伴う生産活動の縮小をもたらし、社会全体の活力やコミュニティ機能が低下することから、地域の教育力の低下を招くことが懸念されます。



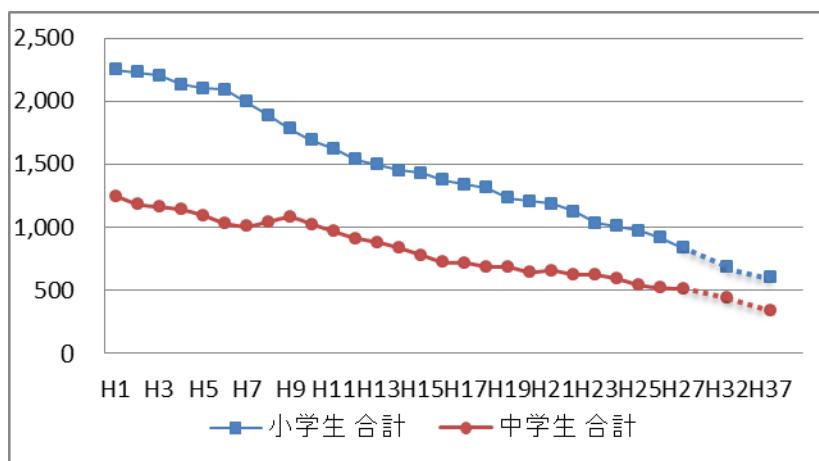
(資料：H23・26年度は住民基本台帳、H32年度以降は国立社会保障・人口問題研究所による)

II 市内小中学校児童生徒数の推移

小学校の児童数は、平成 23 年の 1,034 人から、平成 27 年には 835 人まで減少しています。中学校の生徒数についても、同様に、平成 23 年の 610 人から、年々減少を続け、平成 27 年には 511 人となっています。

また、学校数は、平成 23 年には、小学校が 10 校、中学校が 6 校でしたが、平成 27 年には、小学校が 9 校、中学校が 5 校となっています。1 学級の児童生徒数も減少しています。小学校においては、複式学級が増加してきています。

将来推計によると、今後も児童生徒数の減少は続き、平成 32 年には小学校児童数は 685 人、中学校生徒数は 436 人、平成 37 年には小学校児童数は 602 人、中学校生徒数は 332 人になると予測されています。



(資料：学校基本調査)

III 國際化と情報化の進展

国際化社会が進展する中、本市においても、就労や研修等を目的として入国する外国人がおり、本市の外国人市民（外国人登録者数）は、平成 23 年は 218 人、平成 26 年は 102 人が居住しています。今後も一定数の居住者が見込まれます。（資料：外国人登録）

平成 27 年 5 月 1 日現在、鳥羽市内小中学校には日本語指導が必要な児童生徒は在籍していませんが、今後教育委員会及び学校で教育支援等が必要な児童生徒が在籍することは十分考えられます。

本市は国際観光文化都市であり、訪問する外国人観光客も増加しています。平成 23 年は 8,551 人、平成 26 年は 26,637 人が訪問しています。市としても、外国人観光客の誘致や受入体制の整備に力を入れています。（資料：観光統計）

こうした中、外国語でコミュニケーションを図る能力や意欲、異なる文化や伝統を持つ人々と共に生きるための資質や能力の育成が求められています。

また、インターネットやスマートフォン等の普及により情報化、デジタル化が加速し、距離や時間の壁を超えたコミュニケーションが可能となりました。子どもたちの世界でも同様の状況があります。これにより、利便性が向上した面もありますが、一方で子どもたちが有害情報等に巻き込まれる危険性が高まり、匿名性や非対面性を悪用した誹謗中傷など、ネットワーク上の子どもたち同士のトラブルがいじめや不登校の原因となる件数が増加しています。

このような社会に対応するためには、情報活用能力の育成や人権尊重の視点を踏まえた情報モラルを育んでいくことが求められています。

IV 社会意識の変化

経済的発展が生活水準の向上や自由時間の増大などをもたらし、人々の価値観は、量的な充足（物の豊かさ）より質的な充実（心の豊かさ）を求める方向へ、また、集団よりも個を重視する方向に変化してきており、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。このような変化は、自分にふさわしい生き方の選択を可能にする反面、自分さえよければいいという「個人主義」の蔓延、社会的なモラルの低下にもつながっています。隣近所や地域社会のつながりも希薄化しています。一方で、子どもが被害者となる事件が多く発生するなど、地域における子どもたちの安全・安心の確保が求められています。

地域社会における人と人とのつながりや支え合いの意識を回復し、地域の教育力をより高めていく必要があります。

V 子どもたちをめぐる状況の変化

最近の子どもたちは、遊ぶ場や異年齢、集団での外遊びの減少により、室内でのテレビゲームやインターネットなど一人または少数での遊びが増えています。この傾向は、子どもの体力づくりや他者との人間関係づくりに影響を与えていると言われています。

また、夜更かしによる睡眠不足や朝食抜きなど、生活のリズムが崩れ疲労感を感じている子どもが多いといった統計結果も出ています。

外食産業の発達、ファーストフードによる栄養過多、偏食などによる肥満のほか、食の安全や年々増えつつある食物アレルギー等への対応も問題となっています。

核家族化の進行や就労形態の多様化等、子育てに時間をかけることが難しくなる状況の中で、家庭の教育力が低下していることも指摘されています。また、子どもとのコミュニケーションがうまくとれず、自分の子どもに愛情を持てない保護者が児童虐待に走るケースもあります。子育てに関する相談相手がいないといった不安や孤独を感じる保護者も増えつつあ

ります。また、経済的な事情により教育を受ける環境や進路選択に影響を及ぼす状況も生じています。

子どもたちをめぐる状況の変化を把握し、適切な対応により改善を図っていく必要があります。また、関係機関とも連携し家庭の教育力を高めていく必要があります。

第3章 施策の基本的方向

I 学校教育の充実

1 自ら学び、考える力を持つ子どもの育成

【基本方針】

『確かな学力』（「基礎的な知識・技能」「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」「学習に取り組む意欲」）の向上をめざし、指導方法や学力向上のための取組の結果を検証・評価し、指導方法及び取組の改善を図っていきます。

今、社会においては、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜くための力が求められており、教育はこうした声に応えていく責務があります。

このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」、さらには「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の重要な3要素ととらえ、その育成を図っていきます。

特に、「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう生かすのか」を重視し課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力の育成を心がけます。

【現状と課題】

- ◇ 鳥羽市の子どもたちの学力状況は、基礎的・基本的な知識・技能の習得について個別に課題のある事項はあるものの、全体としては一定の成果が認められます。一方で、思考力・判断力・表現力等を問われる問題や記述が求められる問題に課題があることが明らかになっています。（全国学力・学習状況調査、鳥羽市学力・学習状況調査等結果より）
- ◇ 平成19年度より毎年、市内各学校において学力調査結果の分析を行い、保護者への周知及び連携を図っています。また、「鳥羽市基礎学力向上研究委員会」では、鳥羽市における子どもたちの学習実態及び生活実態等から、課題を明らかにし、学力向上のための取組を推進しています。
- ◇ 各校において、子どもたちの実態に合わせた指導体制・方法の研修を深め、日々実践に生かしているところです。その際、指導主事も校内研修等の要請に応じ、指導・助言を行っています。

【取組の方向】

子どもたち一人一人が『確かな学力』を身につけるには教職員の授業力や指導力の向上が求められていることから、授業研究を中心とした効果的な校内研修体制を確立して、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた指導方法の改善や充実を図ります。また、家庭と連携し、効果的な家庭学習の充実を図ります。

【主な取組】

① 授業及び幼児教育の工夫・改善、言語活動の充実、家庭学習の推進

- 子どもたち一人一人に「確かな学力」を身につけるために、教職員の授業力向上に努めます。指導者が明確な「ねらい」を持って授業に臨み、子どもたち一人一人が学びに対する達成感を味わえるように、各授業において、「めあてと振り返り」の効果的な実施を位置づけます。また、子どもたちの思考力・判断力・表現力を育成していくために、各教科において多様な言語活動を設定し、その推進を図ります。
- 各学校における「確かな学力」を身につけさせる取組を支援するために指導主事等の要請訪問を実施し、具体的な取組方法や改善点等の指導・助言を行います。
- 幼稚園においては、教師が子どもとの信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育環境を創造することができるようこの取組を支援していきます。幼稚園教育の充実を図るための指導主事等の要請訪問等についても充実をめざします。
- 各学校において「学びの基本」を活用し、学習規律の確立をめざします。また、各家庭に対して「家庭学習の手引き」の意義を啓発し、各家庭と連携して9年間を見通した継続的・効果的な家庭学習習慣の定着を図ります。

② 子どもの実態把握に基づく個に応じた指導の推進と充実

○ きめ細かな指導を図る少人数教育の推進

35人を超える学級に教員や非常勤講師等を配置し、少人数指導（チーム・ティーチングを含む）や習熟度別学習により、子どもたちの基礎的・基本的学习内容の習得及び学習習慣の定着を図っていきます。

○ 学習ボランティア※1等を活用した学習環境の整備

チーム・ティーチングでの協力や教材の作成等、教員を補助する学習ボランティア等（学生ボランティアを含む）を小中学校に配置し、きめ細かな指導に努め、子どもたち一人一人の学習意欲向上を図って

いきます。

- 複式学級指導について、先進地視察や研修会、講演会等を企画し、効果的な活用についての研修を推進します。離島校と本土校との学校間交流についてもその取り組みを促進していきます。
- ③ 自ら課題を見つけ出し、社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成
- 子どもたちの知的好奇心を高める学習機会の充実
「わかる授業」「学ぶ喜びを味わえる授業」を実践するため、授業の導入段階での効果的なめあての設定や、各教科におけるＩＣＴ機器の積極的な活用を推進していきます。
 - 社会の変化に主体的に対応する力を育てる学習機会の充実
社会の変化に目を向け、学校で学んだことと社会の問題をつなげ主体的に課題を解決する力を育てるため、新聞やインターネットを活用した学習を推進していきます。
- ④ 自らの将来や生き方を考えさせ、子どもの進路・学力を保障する教育の推進
- 県教育委員会との連携推進
「確かな学力」の育成のため、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用、授業改善モデル等に基づいた授業改善を推進していきます。
 - キャリア教育の充実
 - * 子どもたちの発達段階に応じた望ましい職業観・勤労観を育成するために、小中学校間の円滑な接続を大切にした横断的・系統的・組織的なキャリア教育を推進します。
 - * 学校と地域との連携をさらに深めるために、地域の人材や教育力を積極的に活用したゲスト・ティーチャーや体験活動及び職場体験学習の充実を図ります。
 - * 進路に対する展望や動機付けを図るために、中学校と高等学校・大学等との連携をさらに進めます。
 - * 「わたしたちの鳥羽市」を活用した地域学習をベースに、総合的な学習の時間等を活用しての各学校における地域のひと・もの・ことを生かした郷土学習の推進を図ります。
- ⑤ 教職員の資質向上と学力と創造力を伸ばす教育の推進
- 教職員研修等の推進
自主研修の充実を図るとともに、専門分野の講師を招いて行う学習指導、生徒指導、特別支援教育、ＩＣＴ教育等に関する研修会を開催

します。

○ 今日的課題に対応した調査・研究

学力向上の推進、出前授業等※₂による小中学校の連携強化、小学校外国語活動及び道徳の教科化等、社会の変化によって重要性が増してきた今日的課題を各種委員会等の活動テーマとして設定し、調査・研究することや研修会を開催します。

○ 教職員への支援体制の充実

教職員が一人一人の子どもとより向き合える環境をつくるため、事務の効率化や行事の精選等により、負担軽減を図っていきます。

<成果指標と目標値>

成果指標	平成26年度	平成32年度
各教科等の指導のねらいを明確にした上で言語活動を適切に位置づけましたか。 「よくおこなった」の回答率※ ₃	小学校 0 % 中学校 0 %	小学校 100% 中学校 100%
授業の冒頭で目標（めあて・ねらい）を示す活動を、授業の最後に学習したことを取り返す活動を計画的に取り入れたか。 「よくおこなった」の回答率※ ₄	小学校 12.5 % 中学校 20.0 %	小学校 100% 中学校 100%
授業の内容はよく分かりますか。 「当てはまる」の回答率 ※ H 2 6 年度に関しては、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙による抽出	小学校 38.1 % 中学校 33.6 %	小学校 60% 中学校 60%
学習ボランティア等の配置校数	小学校 3校 中学校 0校	小学校 7校 中学校 5 校

※ 1 学習ボランティア

様々な学習活動の中で、子どもたちと関わりを持ちながら学習をサポートする役割を担う。

※ 2 出前授業

特定の教科や時間において、中学校の教員が小学校で、または、小学校の教員が中学校で授業を行うこと。

※ 3 「よくおこなった」の回答率

平成 2 6 年度全校学力・学習状況調査における学校質問紙の回答状況は下記の通りである。

小学校：「よくおこなった」 = 0 %、「どちらかといえばおこなった」 = 8 7 . 5 %

中学校：「よくおこなった」＝0%、「どちらかといえばおこなった」＝80.0%
各教科等の指導の中で、言語活動がより適切に位置づけられることをめざし、平成32年度における目標値を設定した。

※4 「よくおこなった」の回答率

平成26年度全校学力・学習状況調査における学校質問紙の回答状況は下記の通りである。

小学校：「よくおこなった」＝12.5%、「どちらかといえばおこなった」＝87.5%

中学校：「よくおこなった」＝20%、「どちらかといえばおこなった」＝80.0%
各授業の中で、めあての設定と振り返り活動がより計画的に取り入れられることをめざし、平成32年度における目標値を設定した。

2 豊かな心を持つ子どもの育成

【基本方針】

子どもたちが一人の人間として大切にされているという実感のもと、自己や他者を尊重しようとする人権意識を育むことを大切にします。また、他者を大切にすることを土台として、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる機会をとらえて子どもたちの規範意識の育成を図ります。

社会は価値観の多様化が進んでおり、それを受け入れることができ、より一層豊かな感性や情操を育む教育が重要となっています。鳥羽の美しい自然や多彩な文化、歴史、産業等の地域資源を教育に生かし、ふるさとを愛する心の醸成を図ります。また、感動する心を育み、文化芸術への関心・意欲を高めていくため、子どもたちに「本物」との出会いを提供し、体全体で実感して学ぶ機会を増やしていきます。

【現状と課題】

- ◇ 集団生活の中でより良い人間関係を築き、お互いの人権を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ人権学習に取り組んでいます。さらに人権問題を自分の問題と重ねてとらえ、具体的な行動につながる学習活動を進めていく必要があります。
- ◇ 家庭・地域等の協力を得て、社会奉仕活動や自然体験活動の機会を広げています。学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、連携しながら子どもたちに働きかけていけるよう、活動における道徳的価値やねらいについてより確かな共通認識を持つ必要があります。
- ◇ 周りとの人間関係における悩みや不安が、不登校や問題行動につながっている状況があります。心理的に複雑な背景を持つ子どもが増加し、抱える不安や悩みも複雑化、多様化しています。
- ◇ 学校生活の中で、演劇鑑賞や合唱祭、コンサートなどを開催し、実際に見たり聞いたりする機会を設けています。「本物」とふれ合う機会や情報発信をより充実させていく必要があります。
- ◇ 子どもたちを発信者として、地域の魅力を発見したり郷土の良さを外部へ情報発信したりするような取組が行われています。また各地区に伝わる特色ある郷土文化の継承のため、地域と学校が協力し未来を担う人材を育てています。

【取組の方向】

子どもたちにとって居心地の良い場所であるために、学校は「安心できる場所」「信頼しあえる仲間がいる場所」「自己決定が保障される場所」であるという認識を持ち、教職員や子どもたち、家庭・地域がめざす学校像を共有していけるよう取り組みます。その上で、子どもたちが自分をかけがえのない存在と感じ、自他の価値を認め尊重しながら、自らの進路や生き方を主体的に切り開くことができる力を身につけられるようにしていきます。

また、地域の自然を生かした学習や体験の充実を図ることで、美しいものや自然に感動する感受性を育てていきます。さらに、学校における文化芸術活動を推進し、音楽や図画工作、美術などの芸術に関する教科指導を重視するとともに、子どもたちが多種多様な文化芸術に親しめる機会のさらなる充実を図ります。

豊かな心を育むとともに、子どもたちに地域を大切に守っていこうとする心、地域の伝統や文化を受け継いでいく一人であるという意識を養い地域社会の一員としての自覚を育む取組を推進していきます。

【主な取組】

- ① 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進と人権教育・学習の充実
子どもたちが互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるとともに、効果的な教育内容の充実を図ります。

「人権フォーラム担当者会議」を継続し、担当者に向けて確かな実践を持つ方を招いての講演、研修等を充実させます。学校では担当者を中心として普段から自分の思いを伝え、友だちの思いを聴き、さらに考えを深める子どもを育てます。

- ② 系統性を持った人権教育の取組

すべての教育関係者は積極的に人権教育を推進します。そのため、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高めます。

また、解決すべき課題や指導のねらいを明確にした学校全体の行動計画、小中9年間を見通した系統的・日常的な取組を進めます。

- ③ 地域の環境や人材を生かした体験活動の推進

自然体験活動や職場体験活動、福祉体験活動等、地域のもつ豊かな自然やそこに住み働く人の知識や経験、関係機関の専門性を生かして進めます。そのため、子どもたちの体験活動・交流活動の充実を図ることができるよう条件整備や情報発信を行います。

④ 郷土の良さを紹介できる子どもの育成

郷土の自然や伝統文化などについて話を聞く学習や体験活動を取り入れ、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を推進します。また鳥羽にとって重要な海洋教育を海の博物館と協力して進めます。学んだ地域の良さを学級新聞や学習発表会、文化祭等で地域・家庭に発信する機会を増やしていきます。

⑤ 道徳教育の教育活動全体の場での推進

特別の教科道徳の設置に向けて、学校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心に、学校全体計画と年間指導計画、全体計画の別葉※を作成し、日常生活で生きる道徳的実践力の育成を推進します。

⑥ 規範意識を高める日常の取組の推進

豊かな人間関係を形成していくために、家庭で培われた規範意識をもとに、学校では安心できる学級の雰囲気の中で自由なコミュニケーションを行い、授業を中心としたあらゆる学校生活でよりよく生きる力を育むことにつなげていきます。

⑦ 日常から文化・芸術に親しむ機会の充実

地域の人たちとの交流を深め、郷土の歴史、文化等を学ぶ機会を充実します。また、三重県が主催する芸術家や専門家の派遣、人材の情報を発信し「本物」の文化芸術にふれ感動できるような機会を創出します。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
各小中学校における道徳教育の年間指導計画、全体計画の別葉の作成	7%	100%

※ 全体計画の別葉

道徳の時間以外に行う道徳教育の指導の内容および時期を示したもの。

3 健やかな心身を持つ子どもの育成

【基本方針】

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、基本的な生活習慣を子どもの頃から身につけることが不可欠です。特に、学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、健康教育が重要な役割を有しています。心身についての知識理解とともに、実践的な判断力・行動力を学校・家庭・地域が連携して育んでいきます。

社会では食生活のあり方が変容する中で、食生活の乱れも顕在化しています。食に関する正しい知識を身につけ実践できるよう、学校の教育活動全体を通じて食育の推進を図っていきます。

また、子どもの運動習慣を確立するため、コオーディネーショントレーニングを中心として、運動の日常化を図っていきます。

特別支援教育では、適切な就学指導と一人一人のニーズに合わせた子どもたちの指導に努め、主体的な取組を支援していきます。

【現状と課題】

- ◇ テレビゲームやインターネットなど夜更かしによる睡眠不足や朝食抜きなど生活のリズムが崩れ、疲労感を感じる子どもや学校に行きづらくなる子どもが見られます。学校では子どもの様子を把握して基本的生活習慣の確立に努めています。学校に行きづらい子どもについては、鳥羽市教育支援センター（HARP）と連携を図っています。
- ◇ 子どもたちが食に関する正しい知識、健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけることができるよう栄養教諭と学級担任が協力して子どもの実態に合わせた食育に取り組んでいます。
- ◇ 鳥羽市学校保健会作成による「性教育の手引き」を活用し、発達段階に応じた命の教育、性に関する教育を行っています。しかし、高度情報化社会の中で性や薬物に関する情報の過多や偏見、性的マイノリティへの不理解など、課題が多様化・複雑化しています。
- ◇ 体育の授業だけでなく放課後や休み時間に体を動かす活動を取り入れ、様々な場面で体力づくりを行っています。

「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学生男女、中学生男女ともほとんどの種目で全国平均を上回っています。さらに、体の柔軟性や体幹の力を高めていく必要があります。

- ◇ 就学指導委員会を開催し、専門家を含めた多様な視点で心身に障がいのある子どもの教育的ニーズをとらえ、適切な就学に努めています。また、特別支援教育コーディネーターを中心に学校における体制を整え、医療・福祉等の関係機関との連携を推進しています。

【取組の方向】

食生活、適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を子どもの頃から適切に身につけることが不可欠です。心身の成長発達についての基本的な知識の習得と理解をもとに、命の教育、性に関する教育を推進します。子どもたちの心の問題に関しては、鳥羽市教育支援センター（HARP）や関係機関との連携を一層深めていきます。

食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる重要なものです。多様な主体から食を学ぶ機会を増やし、子どもたちが意欲的に食育を取り組めるようにします。

自ら体力の向上を目指し、日常的に運動に親しむ機会の拡充が図られるよう、体力の向上に向けた学校の取組を促進するとともに、特に幼少期において、運動を楽しむきっかけづくりとなる機会をふやしていくことめざします。

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという立場に立って、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために、適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育を推進させます。

【主な取組】

① 基本的生活習慣の確立

「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣を身につけさせるため、学校だより等で家庭への呼びかけを行います。学校では健康観察を継続して実施することで、子どもの状況をつかみ、担任や養護教諭等が協力して心身に関わる理解を進めます。また、子どもの生活背景の把握や教育相談、鳥羽市教育支援センター（HARP）や関係機関との連携を通して、健やかな心を育む教育を進めます。

② 郷土の文化や食材を生かした食育の推進

地域の自然や文化、食を担う農業や水産業に関わる人たちの思い、食料の大切さなどに関する理解を深める活動を推進します。地域と連携して作物や家畜、魚を直接見る、触れるなどさまざまな学習を行います。また、郷土料理や地場産物を活用することで地域の自然や文化への理解を深め食材に携わる人たちや食への感謝の気持ちを育みます。

③ 学校給食の工夫

子どもたちの心身の健やかな発展のため、安全・安心で美味しい学校給食の一層の充実を図ります。食物アレルギー等の問題については、一人一人の状況を的確に把握し、給食での対応や子どもへの指導、保護者との十分な連携のもと対応を図ります。

④ 命の教育・性に関する教育の教育活動全体の場での推進

発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通じて保健教育の充実を図ります。また、生と死や命に関わるテーマを題材とした命の教育に取り組みます。

子どもたちに心身の健康の保持増進、性的マイノリティや今日的課題への理解を図るため「性教育の手引き」の見直しを行います。

⑤ 幼少期におけるさまざまな運動経験の機会の充実

運動することの楽しさを獲得させることを原点に指導の充実を図るために、幼少期からコオーディネーショントレーニング等を取り入れて運動学習能力を養います。体を使って遊ぶことを重視するとともに、さまざまな運動を経験させ、子どもたちがその中から自分の得意なものを発見していくというきっかけづくりを意識した活動・指導を推進します。また、コオーディネーショントレーニングの普及に向けて、学校の体育担当者や小学校体育研究会と協力し、すべての教員に向けた研修を進めます。

⑥ 運動を通した学校間交流

相撲大会や陸上記録会を開催し、学校の枠をこえて運動を楽しむ機会を設けます。少人数化が進む学校現場において同学年と競い、切磋琢磨することや目標に挑戦することで主体的に課題に対応する力を伸ばします。経験者等に指導ボランティアとして協力していただき、地域と連携して指導を進めます。

⑦ 関係機関と連携した特別支援教育の充実

専門家による巡回相談の結果を有効活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育のさらなる充実を図ります。また子どもの情報交換や引き継ぎを確実に行い、保・幼・小・中・高の連携による途切れのない支援を推進します。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
コオーディネーショントレーニングの 体育科での実施	4 校	12 校
学校給食における地場産物（県内産）活 用割合	36%	45%

※ コオーディネーショントレーニング

脳と体幹に刺激を与えることで運動の器用さを高めるとともに、その土台となる運動学習能力を養うトレーニング

4 安全・安心な学校づくりの推進

【基本方針】

学校は子どもたちが 1 日の大半を過ごす場所であり、子どもたちの自立・共生を育むための活動の場として重要な意義を持っています。

学校等の危機管理体制の確立と防災・減災教育を推進するとともに、施設整備を充実し、子どもたちの安全・安心の確保を図ります。

東海地震、東南海・南海地震などの大規模自然災害の発生が懸念される中、学校施設の耐震化を図るとともに、安全対策、防犯対策等を進め、安全性を備えた安心感のある施設づくりを推進します。

学校は災害発生時においては、地域住民の避難施設などの活動拠点となることから、安全性の確保がきわめて重要です。

【現状と課題】

- ◇ 平成 24 年度より鳥羽市防災事業を実施し、小学校においては、学校防災アドバイザーを迎える、防災・減災教育の推進を図ってきました。平成 28 年度以降は中学校にその取組を広げていきます。鳥羽市防災事業の経年にわたる推進により、各校における防災・減災教育は一定の成果が見られます。しかし、本市が置かれる地理的状況等からも、より地域や各校の実態に合った防災・減災教育の推進を図っていく必要があります。
- ◇ 耐震対策を重点的に進めており、平成 27 年 4 月 1 日現在の小中学校建物の耐震化率は 93.1% で、平成 28 年度に完成予定の神島小・中学校の校舎建築により 100% になります。幼稚園園舎の耐震対策は完了しています。今後は、高所照明や窓ガラス、体育用具など非構造部材の耐震化を進め、安全性を高めていく必要があります。
- ◇ 建築から 30 年以上経過した施設が多数あり、老朽化した施設の保守・維持管理に必要な経常的な修繕が必要となっています。
- ◇ 幼稚園 1 園、小学校 3 校、中学校 2 校に太陽光発電設備の整備を行い、環境教育の教材としても活用しています。今後は、大規模災害に備え、災害時に孤立する恐れのある避難所となっている学校に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、電源喪失時に施設機能を維持するための対策を進めています。

【取組の方向】

鳥羽市防災事業を引き続き実施し、各校や地域の実態に合った防災教育の推進を支援していきます。学校防災アドバイザー等の協力のもと、各校教職員自身が防災・減災教育を推進していく体制づくりをめざしていきます。

子どもたちの学習の場であり、災害時には防災拠点の役割を果たす学校施設の耐震化を推進するため、建物の耐震化や非構造部材の耐震化を進めます。

施設の点検を実施し、修繕の必要な箇所を早期に把握することで、必要な修繕および改修を適切に行い、施設の安全対策を講じるとともに、長期的な計画に基づいた改修を進め、施設の長寿命化を図ります。また、環境教育の他、災害時に利用できる太陽光発電設備の整備を進めます。

【主な取組】

① 防災・減災教育の推進

鳥羽市防災・減災教育推進担当者会議を設置し、各種機関と連携を図りながら各学校における防災・減災教育を推進します。特に中学校区における防災・減災教育をとおした連携を強化していきます。有識者による研修会や学習会・講演会等を企画し、鳥羽市全体の防災・減災意識の向上を図ります。

② 避難訓練の計画的な実施

緊急地震速報受信システムの整備を各校等に広げ、より地域や各校の地理的条件に応じた避難訓練を計画的に実施していきます。

③ 防災・減災教育指導資料の作成と活用

三重県教育委員会発行の「防災ノート」をもとにした「明日へのとびら（仮称）※1」を鳥羽市防災・減災教育推進担当者会議が中心となり作成をします。また、担当者会議における活動の中心的テーマを「明日へのとびら」の活用及び防災・減災教育授業の改善・推進とし、防災・減災教育を年間カリキュラムの中に明確に位置づける取組を推進していきます。

④ 耐震化の推進

平成28年度末までに神島小・中学校の校舎を建設し、建物の耐震化を図ります。また、非構造部材の耐震化についても、計画的な整備を進めています。

⑤ 施設の安全対策と長寿命化対策

施設の点検を実施し、必要な修繕および改修を行うとともに、長期的な計画に基づいた改修を進め、長寿命化を図ります。また、災害時に利用できる太陽光発電設備の整備を進めます。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
学校施設の耐震化率（小中学校施設の耐震化率）※成果指標は、鳥羽市第 5 次総合計画 1-1-1 まちづくり指標より掲載	93.1%	100%
緊急地震速報受信システムの設置数	幼稚園 1園 小学校 3校 中学校 1校 (設置率約 33%)	幼稚園 1園 小学校 7校 中学校 5校 (設置率 100%)

※1 明日へのとびら

約 60 パターンに及ぶ鳥羽市の実態に即した防災・減災教育授業例を紹介した指導資料

5 これからの学校

【基本方針】

教育環境の充実に向け、学校の適正規模・適正配置を適切に推進するとともに、子どもたちの安全・安心の確保を図ります。

市内では児童生徒数の減少により小中学校の小規模化が進んでおり、これまでにも小中学校の統廃合が進められてきました。引き続き、教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するため教育環境を整えていきます。

学校施設については、建物の耐震化の完了（平成 28 年度）に続き非構造部材の耐震化を進めるとともに、老朽施設の効率的・効果的な長寿命化改修に取り組むことでよりよい教育環境の確保に努めます。

情報化社会、国際化社会を生きていく子どもたちを育成していく上で、学校教育には情報活用能力の育成や国際理解教育やコミュニケーション能力の育成が求められています。

豊かな感性や情操を育む教育の充実が、今後ますます重要になるものと考えられ、読書活動は大変重要なものです。子どもたちの読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めていきます。

【現状と課題】

◇ 市内の小学校 9 校のうち 4 校では複式校となっています。また、中学校においても 1 学級あたりの人数が少なく、一定規模の集団の中で学校生活を送ることができない学校もあります。

少人数の学級では、児童生徒にきめ細かい指導がしやすい等の良さはありますが、友人関係の固定化を招く、切磋琢磨する環境を作りにくく等の課題が指摘されています。小中学校の適正規模のあり方については、地域の少子化の進行や地理的な要因や様々な地域事情を考慮しつつ、子どもたちが一定規模の集団の中で自ら学び・考え、ともに生きていくための力を育んでいける教育環境を提供できるよう検討していく必要があります。

◇ 学校施設の老朽化に伴い、安全面での不具合のほか、雨漏り、設備機器や配管の破損、トイレの衛生状況悪化など機能面の不具合が生じています。平成 26 年度～27 年度において、幼稚園の保育室、小中学校の普通教室に空調設備の設置を行い教育環境の向上に努めてきましたが、更に、学習内容や方法の変化、社会情勢の変化などに対応するための学校施設の機能向上が求められています。

◇ 情報化社会、国際化社会を生きていく子どもたちを育成していく上で、学校教育には情報活用能力の育成や英語教育の充実が求められています。本市は平成20年度より2名の外国語指導助手を幼稚園・小中学校に配置し、英語教育の推進を図っています。今後は小学校における英語教育の必修化・教科化に鑑みて、学級担任による英語教育の推進、中学校における「生きた英語」教育の推進が求められています。

本市においては、学校におけるICT※1環境の整備は一定の推進が図られているものの、まだ十分ではありません。さらに、子どもたちに学ぶ楽しさや充実感を体感させるための各学級における情報機器活用環境、各教科における視覚支援教材導入状況には大幅な改善が求められています。

◇ 子どもたちの活字離れの傾向が指摘されている中で、各校では、朝の読書活動に取り組んだり、学校図書館を充実させて本に親しむ機会と場の提供を行うなどの環境づくりを進めたりしています。幼稚園や小学校では読み聞かせを積極的に実施しています。学校図書館のより効果的な活用を図り、子どもたちの読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

【取組の方向】

子どもたちにとって望ましい教育環境を整えるため、地域の地理的な要因や様々な地域事情を考慮しながら、保護者や地域住民、地域の学校支援組織などと教育上の課題について協議し、鳥羽市の小中学校における適正規模・適正配置についての将来ビジョン「鳥羽市小中学校統合計画」を策定します。

学校施設を日常的に点検し必要な保守・維持管理を行います。また、平成28年度までに策定する「公共施設等総合管理計画」※2に基づき、施設の耐久性を高めるとともに、近年の教育内容・方法への適応や省エネ化、バリアフリー化など現代の社会的要請に応えられる整備をめざした学校施設の「長寿命化計画」※3を策定します。

学校におけるICT環境の整備を行い、情報教育を充実させ情報活用能力の向上を図るとともに、ICT環境の適正な維持管理を図ります。また、教育活動全体を通して国際理解教育を推進します。また、外国語指導助手(ALT)※4を活用し、子どもたちのコミュニケーション能力育成を図ります。

一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を一層推進するとともに、学校図書館の充実など、子どもたちの読書活動を支える環境の整備を図り、計画的・継続的に読書活動を進めていきます。

【主な取組】

① 小中学校の適正規模・適正配置の推進

学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織の十分な理解や協力を得ながら「鳥羽市小中学校統合計画」の推進を図ります。なお、統合にあたっては安全で効率的な通学手段が確保できるよう努めます。

② 学校施設の適切な管理と良好な学習環境の提供

学校施設の点検に基づき、適切に施設設備の改修をしていきます。また、長寿命化改修においては、建物の耐久性向上のほか老朽化トイレの解消（便器の洋式化、乾式床、サイズの見直しほか）やバリアフリー化（建物内外の段差解消、多目的トイレほか）、環境対策など今日の学校施設に求められる機能の向上を図るため、適切な状況把握に努めながら計画的に取組を進めます。

③ I C T 機器を活用した教育の推進

- コンピュータ、校内 LAN 等学校における I C T 環境を整備、活用することにより、児童生徒が情報化社会に主体的に対応できるよう、情報に関する技能や知識及び判断力や態度などを育成し、情報活用能力の向上を図ります。また、子どもの実態や発達段階に応じた情報モラル教育を進めます。

- 学校 I C T 環境の適正な維持管理

コンピュータ、校内 LAN 等の情報通信ネットワークにおけるセキュリティ環境の充実を図り、インターネットの適正な利用及び個人情報管理の徹底に努めます。

④ 國際理解教育の推進

- 豊かな国際感覚を身に付ける教育の推進

小学校低学年から、小中学校の 9 年間を見通した国際理解教育を実施することにより、豊かな国際感覚の育成を図ります。

- 外国語指導助手（ALT）の活用

幼稚園・小中学校に ALT を派遣し、「生きた外国語」に触れさせ、小中学校が連携した指導を行うことで、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。

- 英語教育推進に係る研修会の実施

小中学校における英語教育のさらなる充実を図るために、英語教育担当者会議を組織し、外国語指導助手の効果的な活用方法や英語教育の効果的な推進について研修会等を企画・運営し、市内教職員の英語教育力向上を図ります。

⑤ 学校図書館の効果的な活用

子どもたちの読書に対する興味・関心を高め、読書活動を推進するため、司書やボランティア等を活用し、図書館の環境整備や魅力的な図書館資料の収集、本の紹介など学校図書館の活用を進めます。子どもたちの言語能力や表現力を豊かにするために、図書館を活用した授業を充実させます。また、学校図書館蔵書数を段階的に増やしていきます。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
通学区の再編（統廃合に伴う通学区の再編）※成果指標は、鳥羽市第5次総合計画 1-1-1 まちづくり指標より掲載	小学校 9 校 中学校 5 校	小学校 7 校 中学校 5 校
タブレット型端末・プロジェクター・スクリーン設置率 (設置学級数／全学級数)	小学校 16% 中学校 18%	小学校 60% 中学校 60%
図書館司書配置数	2 校	12 校

※ 1 I C T

情報通信技術（Information and Communications Technology）

学校における I C T 環境としては、書画カメラ、テレビ、コンピューター、タブレット端末、校内 L A N 、その他周辺機器（プロジェクタ、デジタルカメラ、スキヤナ等）が相当する。

※ 2 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を図るため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置に取り組むための行動計画で、平成 28 年度に策定する。

※ 3 長寿命化計画

学校施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、公共施設等総合管理計画（行動計画）に基づき、学校施設の老朽化状況を把握し、中長期的な施設整備の方針・計画を示す個別施設計画。平成 32 年頃までに 10 年以上を見据えた中長期的な計画として策定する予定。

※ 4 外国語指導助手(A L T : Assistant Language Teacher)

日本の学校で授業において日本人教員の助手として外国語を教える外国人教師

II 地域全体で取り組む教育の推進

1 学校と家庭・地域の連携強化

【基本方針】

子どもは社会全体で育まれていくものです。学校・家庭・地域が一体となった教育を進めるためには、低下しつつある家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、相互のつながりを一層深め協力していくことが必要です。学校による家庭教育への働きかけ、さまざまな教育の場面における学校と家庭の連携、学校と地域相互の教育資源の活用・交流が今後重要性を増すものと考えられます。

学校・家庭・地域の連携・学校評価の充実を通して、信頼される開かれた学校づくりに取り組みます。

【現状と課題】

- ◇ 学校では、家庭・地域から信頼される学校づくりに取り組んでいます。一方で、学校へさまざまな課題への対処が求められるようになっており、家庭・地域との連携協力の重要性がさらに高まっています。
- ◇ 保護者や地域住民などの意見を学校運営に反映させるとともに、説明責任を果たすため、すべての学校で学校評議員制度を導入しています。また、自己評価を実施し、その結果の公表、教育委員会への報告が行われています。
- ◇ 核家族化や少子化、地域の人間関係の希薄化等、家庭・地域を取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。育児不安の広がりやしつけへの自信喪失、児童虐待、携帯電話やインターネットによるさまざまな問題、子どもが被害に遭う犯罪等の問題も増加しています。

【取組の方向】

家庭での子育ては教育の原点であり、家族とのふれ合いを基本的な生活習慣、豊かな情操、人への思いやり、倫理観や自立心などを身につける上で重要な役割を担います。また、地域社会は、子どもたちがさまざまな体験やふれあいを通じて自主性や社会性を身につける上で重要な役割を担います。子どもたちが家庭・地域社会で安心して生活し、学び合うことができるよう、教育に密接にかかわる学校と家庭・地域との連携強化に努めます。

学校への理解を深めるため、家庭・地域への発信や教育活動を通じた交流を図っていきます。また、学校の自己評価、学校関係者評価※1を

生かした学校づくりに努め、それぞれの地域や子どもの実態に応じた教育課程の実施と改善に努めます。

学校、教育委員会における家庭教育の充実に向けた取組をさらに進めています。地域の人材がボランティアとして学校の教育活動を支えるとともに、その活動が円滑に推進されるよう支援します。また、学校の教育資源を地域に還元し学校に対する住民の関心を高めます。

【主な取組】

① 家庭・地域との連携推進

学校における教育活動についての理解を深めるために、学校からの情報提供の充実に努め、授業公開週間の設定や各種行事への参加を積極的に呼びかけます。学校からの公開だけでなく、地域からも特色ある人材を講師やボランティアとして協力していただくことなどを通じて、学校と地域との相互連携を進めます。また、家庭学習や情報モラル教育においても一層の連携を図ります。

② 学校評価の充実

学校における教育活動の検証や家庭・地域の声の反映を通して、学校の特色を生かした取組を実施するために、自己評価及び学校評議員会での話し合いの充実、学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりを進めます。また、評価には保育所や高校等との連携を項目に入れ、保・幼・小・中・高の連携のもと、信頼される学校づくりを進めます。

③ 家庭・地域の教育力の向上

各家庭において発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるようするために、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ場や悩みの相談等について啓発に努めるとともに、PTA活動の充実を図り、関係機関との連携を強化します。

地域の人材の学校運営への参画を促進するために、地域や関係機関への広報・啓発活動や情報共有・情報交換の機会の提供等に取り組みます。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
学校ボランティア※2の活用数	小学校 5 校 中学校 1 校	小学校 9 校 中学校 5 校
学校関係者評価の公表数	小学校 5 校 中学校 4 校	小学校 9 校 中学校 5 校

※ 1 学校関係者評価

保護者・地域住民等の学校関係者が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通して学校自己評価の結果を踏まえて行う評価。

※ 2 学校ボランティア

学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域住民や団体等がボランティアとして学校をサポートする活動。学習ボランティア・運動ボランティア・図書館ボランティアなどがある。

2 青少年育成活動の充実

【基本方針】

次世代を担う青少年が健全に育つよう、学校、家庭、地域が連携して青少年健全育成事業に取り組むために、学校教育の充実とともに放課後や週末などの居場所づくり、生涯学習活動の充実を図ります。

青少年の健全育成・非行防止は、市民全体の願いです。そのため、幼少期からの基本的なしつけや多様な人々との関わりの中で、青少年が育成されていくことが強く求められています。

【現状と課題】

- ◇ 放課後の居場所づくりとして、安楽島小学校と加茂小学校において放課後子供教室を実施していますが、共働き世帯の増加など家庭環境の変化によって需要は年々高まっています。また、支援の拡充を図るため、より一層地域住民の参画を得て体験・交流活動を行っていくことが課題となっています。
- ◇ 近年、核家族化や共働き世帯の増加、地域での人間関係の希薄化など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。それに伴い、地域や家庭での教育力の低下や子どもたちのコミュニケーション能力の低下などの問題が指摘されています。
- ◇ パソコンや携帯電話等によるインターネットを介したトラブルが増加しています。また、その内容は複雑化していると同時に表面化しづらい現状にあります。また、全国的には青少年が被害者・加害者となる、心痛める事件が報道されており、「いつでも、どこでも起こりうる」深刻さがあります。
- ◇ 青少年の健全育成に関する取り組みは地域住民やボランティアの協力により行われていますが、後継者不足や少子化により各地域での活動の減少などが課題となっています。

【取組の方向】

学校・家庭・地域や関係団体との連携を強め、放課後や週末の居場所づくり、家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図るとともに、地域における青少年の非行防止活動や事業所・店舗等への立入調査による有害環境浄化活動など青少年育成活動を推進します。

【主な取組】

① 次世代を担う青少年の育成

「青少年は地域で守り育てる」環境づくりを促進するため、各地区的青少年育成会やスポーツ少年団等に一層の協力を得ながら、市内の子どもたちをつなぐ効果的な青少年の健全育成を進めます。

学校・鳥羽市青少年育成市民会議や各地区青少年育成会・青少年サポートセンター・警察等と情報共有・連携を図りながら、街頭指導・立入調査・啓発活動等を計画的に実施し、青少年の非行防止・健全育成活動の取り組みを進めます。

青少年が地域とのかかわりの中で、地域の一員として成長していくよう、学校・家庭・地域や関係団体と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成活動が図れるよう支援します。

② 地域社会の中で子どもを育てる環境づくり

地域住民を中心として放課後や週末の子どもの居場所を作るために、放課後子ども総合プラン鳥羽市行動計画に基づき、放課後児童クラブ※1と放課後子供教室※2が一体的に連携して環境づくりに取り組んでいきます。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
青少年健全育成活動巡回指導参加者数	286 名	300 名
放課後子供教室設置数	2 教室	3 教室

※ 1 放課後児童クラブ

昼間、共働きなどで家庭に保護者のいない小学 1 年生～3 年生の児童が、放課後や夏休みなどの長期休暇を安心して過ごすことのできる施設で、保護者と市、地域の代表者が一体となって運営委員会を組織して、運営を行っています。指導員を中心に遊びや工作等の活動を通じて、豊かな心と体を育てていこうとするものです。（健康福祉課所管）。

※ 2 放課後子供教室

安心で安全な活動の場として小学校などの公共施設を利用して、放課後の時間を過ごせるよう、地域の大人と子どもが自由に参加できる、遊び・学び・体験・交流の場をつくっていくことを目的として、行っている事業です。地域の方との交流や学年を超えた活動の中で、子どもたちが心豊かで、健やかに育まれるとともに、友達とのかかわりや社会のルールが学べる場となっています。

III 社会教育・スポーツの振興

1 誰もが学べる生涯学習の推進

【基本方針】

市民一人一人が、豊かな人生を送ることができるようあらゆる機会で学習することが大切です。また、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を目指していかなければなりません。

自ら進んで生涯学習に取り組めるよう、公民館や図書館などの公共施設を有効活用し、誰もがいつでもどこでも学習することができる学習機会の充実を図ります。

【現状と課題】

- ◇ 生涯学習講座は、多様化する市民ニーズに対応するため、新規講座の企画や各地域へ出向いての出前講座の開催など毎年見直しを行なながら開催に努めています。しかし、受講者は年齢層や居住地に偏りがあることから、参加者のニーズを的確に把握し、魅力ある講座の企画や各地域での出前講座の充実など学習意欲の向上に取り組む必要があります。
- ◇ 図書館への来館者や貸出冊数は年々減少傾向にありますが、ウェブ検索やインターネット予約の開始により、図書館システムへのアクセス件数は増加しています。より多くの市民に図書館を利用し、市民が集いやすい図書館を目指して蔵書構成やブックトーク事業などの図書館行事等を充実していく必要があります。
- ◇ インターネットを通じた人権侵害など社会を取り巻く環境が複雑化する中、人権意識と人権感覚を高めるため、広報紙を活用した啓発事業や研修等を開催する人権教育推進事業を行っています。また、鳥羽市人権教育研究協議会や地域団体とも連携しながら、子ども・保護者・地域がともに人権についての学習会や講演会を開催し、人権教育を推進しています。
- ◇ 郷土の歴史・文化への関心を深め愛着を持ち、地域で活躍する市民を育成するため、人材育成講座「地球塾」を開催しています。また、社会教育団体の活動に関しては、各団体への助成や連携した事業の実施により、自立のための支援を行っています。

【取組の方向】

市民の生涯学習に対するニーズを把握し、一人でも多くの市民が参加できるよう内容を工夫した講座を推進していきます。

【主な取組】

① 生涯学習講座の充実

自発的な活動への参加を促すために、地域住民のニーズに合った学習計画を立てるなど生涯学習の充実を図ります。また、市民の主体的な文化活動を支援するために、活動の基礎となる団体・グループの育成に努めます。

② 図書館運営事業の充実

市民ニーズに応える幅広い資料の収集・保存等に努め、市民の生涯学習活動を支えます。また、魅力ある蔵書の整備や館外貸出、予約・検索システムのサービス等に取り組み、図書館運営の充実を図ります。

③ 第2次鳥羽市子ども読書活動推進計画に基づく読書活動の推進

第2次鳥羽市子ども読書活動推進計画に基づき、読書が子どもたちの生活に浸透するよう、ブックトークやおはなし会の実施、ボランティア養成講座等を開催するなど、子ども読書活動の推進を図ります。

④ 人権を尊重する啓発・学習活動の推進

鳥羽市人権教育基本方針を基に、さまざまな人権問題に関する啓発活動を推進するため、地域の関係機関と連携を深め、講演会や研修会を実施することで、人権意識の高揚に努めます。

⑤ 地域づくりに携わる人材育成の推進

市民団体や関係機関との連携の強化を図りながら、歴史・文化を伝える人材の育成と確保に努めます。また、文化財や伝統文化といった歴史的遺産を後世に伝えていくため、地域で活動する市民団体等を支援することにより、地域づくりに携わる人材育成の推進を図ります。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成26年度	平成32年度
生涯学習講座受講者（延べ人数）	1,359名	1,400名
図書貸出冊数（市立図書館）	104,972冊	110,000冊

2 歴史・文化遺産を生かした郷土学習の推進

【基本方針】

本市は、伊勢湾、熊野灘を望む、古来より海上交通の要所として栄えてきた地であり、豊かな歴史文化に恵まれた地域であることから、様々な分野の指定文化財があります。

これらの文化財についての調査を推進し、その価値を高めていくほか、新たな文化財の掘り起しなどを行うことで、市民の歴史文化に対する意識の向上と郷土愛の醸成を目指します。

【現状と課題】

- ◇ 本市には、文化財を収蔵・展示する資料館がないため、貴重な文化財が散逸しているほか、傷みが進行してしまっている文化財があります。これらを収蔵・保存し、後世に伝えていく施設が必要となっています。
- ◇ 各地の祭などの伝統行事が後継者の不足により存続の危機にあります。また、郷土の歴史文化に詳しい人の高齢化・減少を受け、若い世代を中心とした人材育成が急務となっています。
- ◇ 市内にある文化財や郷土資料の調査が進んでいないところもあり、これらの資料の収集・調査を進め、保存・公開していく必要があります。
- ◇ 市内の学校を対象に郷土学習出前講座として「九鬼嘉隆」や「御木本幸吉」といった郷土の偉人を学ぶ講座を実施していますが、実施校は少ないのが現状です。

【取組の方向】

本市の豊かな歴史文化をより生かせるよう、郷土資料の整理・調査を進め、公開していくとともに、旧鳥羽小学校校舎を文化財の保存公開施設として整備を図ります。また、市民の郷土愛の醸成と人材の育成のため、学校と連携して郷土学習授業を推進していくなど、歴史文化を生かした取組を推進します。

【主な取組】

① 文化財の調査・収集・保存

鳥羽の歴史解明のために必要な市内外の郷土資料の収集・調査・整理を進め、その成果を報告書や展示会等で紹介し、情報発信を行います。

資料の劣化が進んでいる文化財の保存のために修理を行うほか、文化財展示設備の整備や、展示資料の充実を図っていきます。

② 文化財の展示収蔵施設の整備

鳥羽に関係する貴重な文化財や郷土資料の保存・活用を推進するために、旧鳥羽小学校校舎の一部を郷土資料館として整備していきます。そして、文化財などを収蔵・展示することで、市民や観光客に鳥羽の歴史文化を紹介します。

③ 郷土学習の推進

鳥羽の歴史文化について市民の文化意識の高揚を図るために、講演会や講座を実施するほか、文化財関係のパンフレットや書籍を刊行し、紹介していきます。

また、子どもたちの郷土愛を育むため、学校教育と連携した郷土学習の出前授業等を実施し、地元の歴史や偉人について学ぶ機会を創出していきます。

④ 無形文化や民俗文化の保存

海女文化をはじめ、地域に残る祭や民俗などの保存継承のために、記録の作成など記録保存に努め、地域内外においてその価値を認識してもらうよう取り組みます。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
指定文化財の数	73 件	78 件
郷土学習出前講座 実施の小学校数	2 校	7 校
文化財展示施設の数	2 施設	3 施設

3 生涯スポーツを通した活力ある生活の推進

【基本方針】

市民がいつでも、どこでも、だれでもスポーツ活動ができる環境づくりを進め、健康で豊かな生活を送るための施策の充実に努めます。

平成 33 年に三重県において国民体育大会「三重とこわか国体」の開催が予定され、その前年の平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定です。これらの大規模大会開催決定を契機として、市民がスポーツに親しめるよう生涯スポーツ及び競技スポーツの普及に努めます。

【現状と課題】

- ◇ 社会環境が大きく変化し、過剰なストレスを感じる人が増えています。また、運動不足や食生活の変化が生活習慣病を生み出しています。
健康で豊かな生活を送るために、いつでも身近な場所でスポーツ活動が行える新たな総合型地域スポーツクラブの増設など、スポーツに親しむ環境づくりが必要になっています。
- ◇ 少子化や趣味、嗜好の多様化に伴い、スポーツイベントや大会への参加者数は横ばい状態にあります。このため、スポーツイベントや各種大会の開催には、様々な参加者の立場で考えた魅力ある内容が必要になっています。
- ◇ 中央公園運動施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設整備及び維持管理を行い、市民がスポーツに親しめる環境の整備が必要になっています。

【取組の方向】

市民の誰もがライフスタイルや年齢に応じたスポーツに取り組めるよう、鳥羽市スポーツ推進委員協議会及び鳥羽市体育協会と連携を強化し、スポーツ環境の充実に努めます。

また、子どもが将来にわたってスポーツに取り組めるよう、各種大会や教室を開催し、スポーツを始めるきっかけや運動に親しむ場を提供します。

中央公園運動施設※については、市民が利用しやすい施設を目指し、計画的な施設整備に努めます。

※ 中央公園運動施設

市民体育館、野球場、相撲場、庭球場、多目的グラウンド、水泳プール

【主な取組】

① スポーツ推進事業の充実

スポーツや健康に対する関心を高めるため、市民の誰もが参加できるスポーツ教室やウォーキングイベント等の行事を継続的に開催し、体力・健康づくりに努めます。また、子どもには、脳と体幹を鍛えるコオーディネーショントレーニングを推進し、運動学習能力の向上やスポーツを始めるきっかけづくりに努めます。

② スポーツ団体との連携

市民の誰もがライフスタイルや年齢に応じたスポーツに取り組めるよう総合型地域スポーツクラブの育成支援を行い、鳥羽市体育協会や鳥羽市スポーツ少年団等のスポーツに携わる団体との連携を強化します。

また、競技力の向上につなげるため、スポーツ団体と連携し、ジュニア世代から継続的に競技スポーツに取り組むことで、スポーツの普及及び選手育成を図ります。

③ 中央公園運動施設の整備

中央公園運動施設の老朽化が進んでいるため、修繕箇所の把握及び点検を行い、緊急性や必要性を十分考慮し整備に努めます。また、「公共施設等総合管理計画」及び「公園施設長寿命化計画」により計画的な整備を図ります。

④ 学校体育施設の活用

学校体育施設を市民に開放し、身近な場所で日常的にスポーツ活動が行える環境を整備し、市民の健康・体力の増進と施設の有効活用に努めます。

⑤ 国民体育大会「三重とこわか国体」への準備

「三重とこわか国体」では、フェンシング競技の開催に向けて、三重県フェンシング協会や関係団体と連携し、諸準備を進めます。

【成果指標と目標値】

成果指標	平成 26 年度	平成 32 年度
学校体育施設利用者数	33, 239 名	34, 000 名
鳥羽市中央公園運動施設利用者数	44, 910 名	45, 000 名

第4章 計画の推進

鳥羽市教育委員会では、鳥羽市教育振興基本計画を実効あるものにするため、各施策で設定した目標の実現に向けて、着実に取り組みます。

また、学校や家庭、地域が連携し、一体となってめざす子ども像の実現に向かって進めるよう、市民に情報発信を行い、情報共有に努めます。

計画に位置付けた目標の達成状況については、各施策の進捗状況、取組の成果や課題等を「成果指標と目標値」（毎年度）、「具体的な取組」（中間年度：平成30年度）等の観点から評価するとともに、その結果を鳥羽市教育委員会のホームページを通じて市民に公表し、翌年度以降の施策の展開に反映させていきます。

鳥羽市教育委員会が行う「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」の中で進行管理を行います。